【規程番号　行法Ⅰ－008】

学校法人行吉学園コンプライアンス規程

〔令和 7 年 12 月 19 日　理事会決議〕

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）のコンプライアンスを推進するための体制整備に必要な事項を定めることにより、学園の適正かつ公正な業務運営及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において「構成員」とは、学園の役員及び教職員をいう。

２　この規程において、「コンプライアンス」とは、構成員が、確固たる倫理観をもって学園の業務を遂行する組織風土を高め、適正かつ公正に学園の業務を遂行するために法令及び寄附行為その他の学園の諸規程を遵守することをいう。

３　「法令」には、法律、法律に基づく政令及び省令のほか、行政機関の告示、指針、通知・通達及び実施基準、ガイドラインを含むものとする。

４　「規程」には、基本方針、規則、規程、細則、要綱、倫理綱領及びマニュアルその他の名称を問わず、学園が文書により定めた規範を含むものとする。

（理事長の責務）

第３条　理事長は、学園のコンプライアンスを推進する最高責任者として、すべての構成員のコンプライアンスの意識醸成と定着を推進するため、コンプライアンス違反の不正を未然に防止し、不正の速やかな調査と是正を図るとともに、リスク管理を含むコンプライアンスに関わる構成員への研修、教育及び啓発活動を継続して実施する等により、コンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

（構成員の責務）

第４条　構成員は、学園の役員及び教職員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

２　構成員は、学園の業務及び職務の執行に関し、法令、寄附行為若しくは学園の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

（コンプライアンス委員会の設置）

第５条　理事長は、第３条に定める責務を果たすため、次に掲げる事項を審議するコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(1) コンプライアンスを推進する管理体制の整備及び基本方針の決定に関すること。

(2) 不正行為の防止及び再発防止等に関わる構成員への研修、教育及び啓発計画及びその実施に関すること。

(3) コンプライアンス違反が認められた事案について、速やかに理事会に報告し、迅速に対応する措置を講じること。

(4) コンプライアンス違反事案を検証し、不正行為の防止及び再発防止策の確立、実行に関すること。

(5) コンプライアンスに関する諸規程の運用状況を点検し、コンプライアンスに関する規程体系を整備すること。
(6) その他コンプライアンスを推進するために理事長から諮問された事項に関すること。

2　コンプライアンス委員会は、次に掲げる委員で構成するものとする。
(1) 理事長
(2) 理事長が指名する理事
(3) 学長及び認定こども園の園長
(4) 理事（事務統括責任者）
(5) 総務企画部長
(6) 内部監査室長
(7) その他理事長が指名する者

3　委員の任期は２年とし、任期満了までに特段の指名替えがない場合は再任されたものとみなす。

4　委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

5　委員会の議長及び招集者は、理事長とする。

6　その他委員会の運営等に関し、必要な事項は、委員会において定める。

（別に定めのあるコンプライアンスとの関係）

第６条　コンプライアンスのうち、ハラスメントの防止、個人情報の保護、公的研究費の適正管理、研究費不正の防止等に関して、学園の規程においてその対応が定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

（相談・通報窓口）

第７条　構成員及び在学生その他の利害関係人は、学園のコンプライアンスに関して相談し、又はコンプライアンス違反があると思料する場合は、学園に相談又は通報（以下「通報等」という。）することができる。

2　コンプライアンス違反に係る通報等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的な根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷その他の不正の目的で行ってはならない。また、他人の正当な利益を害することのないよう努めなければならない。

3　第１項の通報等を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は内部監査室とする。

4　前条に定める個別の規程に対応が定められているコンプライアンス違反は、前項に定める通報窓口において所轄の担当部門へ申し渡すものとする。

5　公益通報者保護法の対象となる学園の教職員、派遣職員並びに請負契約その他の契約に基づき学園において業務に従事する取引先の労働者及び役員（通報の日前１年以内に学園の職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）からの通報等による通報事実の調査及び通報者の保護等については、「内部公益通報規程」に定めるところによる。

6　前項に定める公益通報者保護法の対象とならない在学生その他の利害関係人からの通報等による通報事実の調査及び通報者の保護等については、次条から第 11 条に定めるところによる。

（通報事実に関する調査）

第８条　通報窓口担当者は、当該通報等が不正、不当の目的であると認められるとき及び通報事実がコンプライアンス違反に該当しないものであると認められるときを除いて、速やかに調査を開始しなければならない。

2　通報窓口責任者は、 前項により調査を開始する場合、理事長及び監事へ報告するものとする。

3　学園の構成員は、コンプライアンス違反に関する調査に協力しなければならない。この場合、

コンプライアンス違反に関する調査に協力した者は、その調査に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（是正措置等）
第９条　学園は、調査の結果、コンプライアンス違反の事実があると認めた場合には、直ちに当該コンプライアンス違反の中止その他是正のために必要な措置、法令及び規程に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他適切な措置を執らなければならない。
２　通報窓口責任者は、前項の調査結果及び措置の結果を理事長及び監事へ報告するものとする。

（不利益取扱いの禁止）
第10条　学園は、コンプライアンスに関し相談し、若しくはコンプライアンス違反を通報したこと又はコンプライアンス違反に関する調査に協力したことを理由に、当該通報者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（通報者等情報の取扱い）
第11条　通報窓口及び調査の業務に関与した者は、コンプライアンスの相談者又はコンプライアンス違反の通報者の氏名その他の通報者を識別することができる情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（懲戒処分等）
第12条　学園はコンプライアンス違反を行った者及びこの規程に定める義務に違反した者に対して就業規則その他の規程に従って懲戒処分等の措置を行うものとする。
２　犯罪に該当する行為又は過料対象となる行為を行った者については、捜査機関への告訴・告発又は所轄庁への通告・報告を行う場合がある。

（コンプライアンスのための教育）
第13条　学園は、役職員に対してリスク管理を含むコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、必要に応じてコンプライアンスに関する研修を実施する。

（監　査）
第14条　監事は、理事の業務執行に関し、コンプライアンスの観点から監査する。
２　内部監査室は、職員の職務執行に関し、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。
３　前２項の監査及び内部監査に関する規程は、別に定める。

（点検・改善）
第15条　学園は、コンプライアンスを推進し、管理する体制を定期的に点検し、当該体制の整備及び強化に必要な改善を図るものとする。

（その他の事項）
第16条　この規則の実施に必要な事項は、委員会が定める。

（改　廃）
第17条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。